

第11回 農業委員会総会議事録

平成27年5月25日開会

中標津町農業委員会

平成27年5月25日、第11回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

附議した案件

- 議案第 5 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 2 号 現況証明願いについて
議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 4 号 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
議案第 5 5 号 賃借料情報の提供について
議案第 5 6 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
報告第 2 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第 2 5 号 農政委員会開催報告について
報告第 2 6 号 農地委員会開催報告について
報告第 2 7 号 農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
報告第 2 8 号 農地法第 4 条許可書の交付について
報告第 2 9 号 農地法第 5 条許可書の交付について
報告第 3 0 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 18 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 11 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
5 番、佐野 弥奈美 委員。
6 番、國光 達男 委員。
以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長

4月23日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思っております。

4月24日に札幌市にて北海道農業会議平成27年度第1回常任議員会議が開催され、議員として会長が出席しております。

次に4月28日午後1時30分から、301号会議室におきまして第36回家族協定調印式を開催し、平成26年度に経営移譲した2組のご家族にお集まりいただき、農業委員会会長、中標津町農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと各々が作成した家族協定書に調印を行ないました。来賓として、中標津町長、普及センター北根室支所長の御臨席により、あいさつをいただいたところであります。また当日は、農業委員の皆様にも御忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次に5月15日釧路地方農業委員会連合会及び根室地方農業委員会連合会合同により、女性農業委員研修会を、2市6町の女性農業委員11名、会長、事務局14名の出席のもと浜中町で開催され、本町から会長、佐野委員、事務局長の3名が参加しております。研修会では、「農業者年金制度」を農業会議幡野主幹、「中山間直接支払い制度について」を釧路総合振興局稲田主査からそれぞれ説明を受けました。講演後、女性委員の自己紹介及び意見交換が行われ、その中で釧路の女性だけの協議会を設立してほしいとの要望があり、女性委員が2名いる農業委員会に発起人をお願いし執り進めることとなりました。

最後に、5月19日に札幌市にて地方農業委員会連合会会長会議及び、北海道農業会議平成27年度第2回常任議員会議が開催され、会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長

以上で会務報告を終わります。

日程 3、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員

上程になりました議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、標茶町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。譲受人、標茶町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、畜産業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積32,821㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。951,809円。
6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

申請地は、〇〇〇氏が規模拡大のため、自給飼料確保を目的として新規取得する物であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第50号(2)について説明いたします。5ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,896㎡ほか3筆。合計、畑、47,301㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地を近隣農家へ贈与するもの。譲受人、農地の贈与を受け経営規模拡大するもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、牧草。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この件につきましては、〇〇〇〇氏の申し出により、〇〇〇〇氏へ贈与したい旨の申し出があったものであります。申請地は〇〇〇〇氏の所有地と地続きであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この贈与は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第50号(3)について説明いたします。7ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇

〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 〇〇〇
〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,843
㎡の内 14,000 ㎡ほか 20 筆。合計、畑、271,320 ㎡。利用状況、普通畑。3、許可
を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了に
より再設定するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃
貸借。5、期間。平成 27 年 5 月 25 日から平成 28 年 11 月 30 日。6、価格。年 1,450,000
円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者
〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、馬鈴薯・蕎麦。9、見取図につきまし
ては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであります。
本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障
は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項
の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この賃貸借
は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 4、報告第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届につ
いて」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 報告第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。4 4 ページをお開きください。

1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇
〇〇〇。2、許可年月日、許可番号、平成 2 6 年 4 月 2 5 日付、中農委 5 第 1 号。
3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、
転用目的、砂採取。5、事業計画の期間、平成 2 6 年 5 月 1 日から平成 2 7 年 4 月
3 0 日。6、事業完了年月日、平成 2 7 年 4 月 3 0 日。7、完了検査年月日につ
きましては、平成 2 7 年 5 月 2 0 日に第 5 地区推進班において現地確認をしまして、
本年の事業が完了されていたことを確認しております。以上です。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程5、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、61,079㎡の内17,285㎡ほか1筆。合計、畑、18,161㎡。3、許可を受けようとする事由、砂採取のため。4、転用の期間、平成27年7月1日から平成28年6月30日まで。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂33,520㎡。7、最大切深13.5m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂採取のため申請があったもので、平成23年より継続して着手しているところです。申請地については、平成26年の採取地の継続地で、今回の申請面積は18,161㎡となっております。

平成27年5月20日に第5地区推進班で完了検査、併せて継続地の確認を行い、資源採取のための一時転用であり、採取後においては高低差やうねりを解消し、一体的な土地利用が可能になるものと判断し、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。
日程6、議案第52号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第52号、現況証明願について(1)について説明いたします。14ページをお開きください。1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、面積25,046㎡の内410㎡ほか1筆。合計3,286㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、10年以上にわたり農地としては利用されたことはなく原野化しており、現在も砂利採取場として使用されている状況ですが、公簿が原野及び畑のため、現況非農地の証明が必要なものであります。平成27年5月21日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第52号(2)について説明いたします。16ページをお開きください。
1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積2,843㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、北側に道道、隣接地に農業用施設が存在し、既存の農業用施設の敷地に属するため、農耕地として利用できず、雑種地となっております。平成27年4月17日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第52号(3)について説明いたします。18ページをお開きください。
1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積12,896㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、農業用施設用地及び山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取り図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
〇〇氏の離農に伴い、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、今般、農業用施設用地及び山林の分筆が完了したことから、畑となっていた部分を地目変更するものです。第5地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第23号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第23号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の42ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積46,623㎡他1筆。合計、畑56,471㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年7月1日から平成30年6月30日まで。合意解約成立の日、平成27年5月8日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第53号(1)に関連するもので、〇〇氏の規模縮小に伴い、現在賃貸借中の農地について、合意解約の申し出があり、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程8、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第53号(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
21ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,623㎡。利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑56,471㎡。3、許可を受けようとする事由、貸主、規模縮小に伴う賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年6月1日から平成30年6月30日まで。6、価格、年236,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の規模縮小に伴い、合意解約された農地について再調整し借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
…………… (〇〇委員着席後) ……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、可決されました。

日程9、報告第25号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員長 平成27年4月23日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を

行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

◎審議内容

1、平成28年度農業施策と予算に関する要望意見の検討について

本年5月28日の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、道選出国會議員に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行っており、本農業委員会の要望・意見を求められているものであります。

○協議結果

昨年2月に行いました農政委員会において協議を行い、既に本農業委員会としての意見を提出したところですが、当時は農業委員会改革等により、先が見えない状況にあったことから、要望意見の追加等については、根室地方農業委員会連合会の意見をまとめる際に行う予定をしていたところですが、委員会では離農の際に残してしまう農地の清算方法等について意見が出されましたが、今年度については追加せず、今後継続して協議を行い、次年度以降の提出に向け、検討していくこととなったところですが。

2、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、毎年実施している、昨年度の活動の点検・評価および本年度の活動計画について協議し、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

事務局が作成した原案の内容確認と協議、一部修正を行わない内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。

以上、農政委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農政委員会の報告を終わります。

日程10、議案第54号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第54号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」ご説明致します。議案書は23ページをご覧ください。
農業委員会の適正な事務実施については農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところであり、毎年、前年の活動点検・評価及び本年度の活動計画を作成することとなっております。

先ほど金刺農政委員長よりご報告がありましたとおり、平成26年度法令事務・促進事務に関する点検及び当初計画に対する評価と、平成27年度の目標設定数値等を、本議案のとおり取りまとめたところであります。

なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後30日間、農業委員会ホームページに掲載し、地域の農業者等からの意見、要望を募集した後、意見があった場合はそれらを反映、又は追加し、振興局を經由して、農林水産省経営局（地方農政局）へ報告することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。

日程11、報告第26号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
（挙手あり） 櫻坂委員長

櫻坂委員長 平成27年4月28日（火）302号会議室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

◎審議内容

1、平成26年分中標津町賃借料情報の提供について

農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから平成26年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

平成26年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論とした。以上、農地委員会の開催報告とします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農地委員会の報告を終わります。

日程12、議案第55号「賃借料情報の提供について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第55号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。
37ページをご覧ください。

標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

中標津町賃借料情報、平成26年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。なお、農地委員長から報告がありましたとおり、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程13、議案第56号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
議案第56号について、内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第56号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期

報告による要件の確認について」ご説明致します。39ページをお開きください。
平成26年度分といたしまして、有限会社 ○○○○。
平成27年度分といたしまして、有限会社 ○○○○、有限会社 ○○○○、
有限会社 ○○○○。以上4件の提出がありました。
平成27年4月15日以降受理した報告書でございます、記載の通り、いずれも
農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は、承認されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、承認されました。

日程14、報告第27号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況
報告について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第27号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告につ
いて」ご説明致します。50ページをお開きください。
平成27年4月13日に受理しました、平成26年度分の報告書で、○○○○ ○
○○○のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地につ
いて適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものであ
りました。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

日程15、報告第28号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第28号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北

海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。

52ページをお開きください。

許可日、平成27年3月25日付。(1) 1、当事者の住所、氏名。申請人、中標津町○○○○番地○○、○○○○。2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積8,969㎡の内2,810㎡ほか1筆、合計7,540㎡。3、許可期間は、平成27年4月1日から永久となっております。

53ページをお開きください。

許可日、平成27年4月24日付。(2) 1、当事者の住所、氏名。申請人、中標津町○○○○番地○○、○○○○。2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積14,049㎡ほか2筆、合計19,147㎡。3、許可期間は平成27年5月1日から永久となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程16、報告第29号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第29号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。

55ページをお開きください。

許可日、平成27年3月25日付。(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○。借主、中標津町○○○○番地、○○○○株式会社 ○○○○ ○○○○。2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積41,369の内14,603㎡。3、許可期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。

なお(2)につきましても、許可日及び借主が同一でありますので、氏名等省略し、説明いたします。56ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、釧路市○○○○番○○、○○○○。

2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積47,483の内2,579㎡。3、許可期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。

57ページをお開きください。

許可日、平成27年3月25日付。(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○。借主、中標津町○○○○番地、○○○○株式会社 ○○○○ ○○○○。2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積40,684の内14,016㎡。3、許可期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。なお(4)(5)につきましても、許可日及び借主が同一でありますので、氏名等省略し、説明いたします。

58ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○。

2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、山林、現況、畑、面積9,919の内1,556㎡ほか1筆、合計7,791㎡。3、許可期間、平成27年4月1日から平成28年3

月 31 日。

59 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 49,681 の内 8,238 m²。3、許可期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日。

以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。

日程 17、報告第 30 号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 30 号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の 61 ページをお開きください。

今回につきましては、平成 26 年 3 月 26 日付けから平成 27 年 5 月 13 日付けで、認定のあった 7 件について記載しております。

新規認定者は 3 件。再認定者は 4 件。

以上報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第 11 回総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

(閉会 11 時 12 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年5月25日

会 長 安 田 稔 _____

5 番 佐 野 弥奈美 _____

6 番 國 光 達 男 _____